

計画策定にあたって

計画策定の背景

計画策定の目的

計画が対象とする文化芸術の領域

計画の期間

計画の性格

1 計画策定の背景

国の取り組み



文化芸術に関する法整備

我が国では、国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、2001年（平成13年）に「文化芸術振興基本法（以下、基本法）」を制定し、文化芸術の振興を図るための基本理念を明らかにするとともに、その実現のために必要となる施策の基本的事項を定めました。そして、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定し、様々な文化芸術施策を展開してきました。

また、「基本法」の基本理念にのっとり、地域の文化拠点として重要な役割を担う劇場、音楽堂等に対し、その定義を明確にし、活性化を図ることを目的として、2012年（平成24年）に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下、劇場法）」を制定しました。これにより、劇場、音楽堂等の法的位置づけや期待される役割、その実現のための体制および施策等を明確にし、実演芸術をはじめとする地域の文化芸術の振興のための環境整備が一層図られるようになりました。

文化芸術を取り巻く社会状況の変化

今日、少子高齢化やグローバル化の進展等の社会状況が大きく変化する中で、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる関連施策に取り込み、得られた成果を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させる総合的な取り組みが求められるようになりました。

さらに、2020年の開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）は、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭典であることから、これを契機として実施する「文化プログラム」の全国展開を図ることで、我が国の文化芸術を世界へ発信するとともに、次世代に誇れる文化芸術の新たな価値をレガシー（遺産）として創出する好機としています。



基本法の改正

このような社会状況の変化に対応するため、2017年（平成29年）に「基本法」の初めてとなる改正が行われ、名称も「文化芸術基本法（以下、改正基本法）」と改めました。「改正基本法」では、基本理念や施策の基本的事項等を見直すほか、文化芸術施策の目指すべき姿や施策の方向性を示す「文化芸術推進基本計画」を新たに策定することとし、従来の文化芸術の振興にとどまらず、あらゆる分野との連携を視野に入れた総合的かつ計画的な文化芸術施策の展開を図ることとしています。

これをきっかけに、文化芸術とあらゆる分野との連携を図るための各個別法や国家戦略が制定、策定されるなど、我が国の文化芸術施策は大きな転換点を迎えています。

1 計画策定の背景

神奈川県を取り組み

神奈川県では、2008年（平成20年）に、県内における多様な文化芸術の振興を図るため、「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、2009年（平成21年）には、同条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標および施策の方向性を示すことを目的とした「かながわ文化芸術振興計画」を策定しました。

これにより、創造型劇場である「神奈川芸術劇場（KAAT）」の活用や文化芸術によるまちのにぎわいづくりを目指す「マグネット・カルチャー（マグカル）事業」を積極的に展開し、神奈川県独自の文化芸術施策を実施しています。

また、「神奈川県文化芸術振興条例」では、神奈川県の責務の一つとして、「市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めること。」としていることから、広域自治体として、市町村の取組状況や意向を踏まえ、文化芸術活動の推進に必要な支援を行うとともに、県域の均衡ある文化芸術の振興に留意することが求められています。

今後は、神奈川県と市町村が、文化芸術にかかわる現状や住民ニーズ、文化行政に影響を及ぼす可能性のある動向等を相互に把握し、情報交換に努め、それぞれの役割を踏まえた上で連携、協力関係を築いていく必要があります。



1 計画策定の背景

本市の取り組み



本市の文化芸術振興の歩み

本市では、誰もが共通して願う「健康」を市政の中心に据え、「健康創造都市やまと」を将来都市像に掲げる「第8次大和市総合計画」を、市政における最上位計画として策定しました（計画期間：2009年度～2018年度）。この「第8次大和市総合計画」では、都市の構成要素である「人」、「まち」、「社会」を健康の視点で捉え、それぞれを良好な状態にすることにより、市民生活の向上を図るまちづくりを進めてきました。

文化芸術の分野では、「基本法」において地方自治体の責務として定めた「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策の策定及び実施する」ことを踏まえ、本市の将来都市像「健康創造都市やまと」を文化芸術の側面から実現を図るため、同年に「大和市文化芸術振興条例（以下、条例）」を制定しました。

この「条例」は、本市における文化芸術振興の基本理念のほか、市民、市の役割、その他施策の基本的事項等を定めることで、文化芸術振興の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すという本市の明確な意思を示すものです。

また、「条例」に基づくプランとして、文化芸術振興に関する総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、2011年（平成23年）に「大和市文化芸術振興基本計画」を策定し、この計画に基づいて様々な文化芸術事業を展開しています。

文化創造拠点の誕生

昭和47年の開館以降、長年にわたり市民の文化芸術の発表の場としてその活動を支えてきた「生涯学習センターホール」は、建物の老朽化や設備機能の著しい低下により市民の文化芸術活動に対する高いニーズに十分応えることが難しくなったことから、新たな芸術文化ホール建設へ向けて大きな期待が寄せられることとなりました。

そのような背景から、本市では大和駅東側第4地区における文化複合施設「文化創造拠点シリウス」の整備に向けた取り組みを進め、2016年（平成28年）11月、同施設内に念願であった「やまと芸術文化ホール」を開館しました。



同施設は高い音響性能や舞台設備を備えたメインホールをはじめ、さまざまな用途にも対応できるサブホールのほか、大型作品を含む幅広い展示ができる本格的なギャラリー等を有し、市民の文化芸術活動を支え、創造力を育む文化創造拠点として、多くの市民に親しまれる施設となるなど、本市の文化芸術の環境は大きくかつ急速に変化をしています。

2 計画策定の目的



本市では、2019年（平成31年）4月から新たに始まる総合計画「健康都市やまと総合計画」を策定したところであり、この中で、これからの10年間を見据えたまちづくりの方向性を示しています。

同様に、現在運用している「大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕（以下、第2期計画）」が、その計画期間を終えることから、「第2期計画」の内容を見直し、本市における文化芸術の更なる振興を図るとともに、文化芸術を取り巻く環境の変化^{*}を踏まえ、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる分野へ生かすため、文化芸術振興の総合的かつ計画的な取り組みを推進する「大和市文化芸術振興基本計画〔第3期〕（以下、本計画）」を策定します。

※「本計画」17ページを参照



3 計画が対象とする文化芸術の領域

「本計画」においては、文化芸術振興の総合的な取り組みを推進するため、「改正基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財等のあらゆるジャンルの文化芸術を対象とします。

加えて、上記のどのジャンルにも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」を対象に含めるものとします。

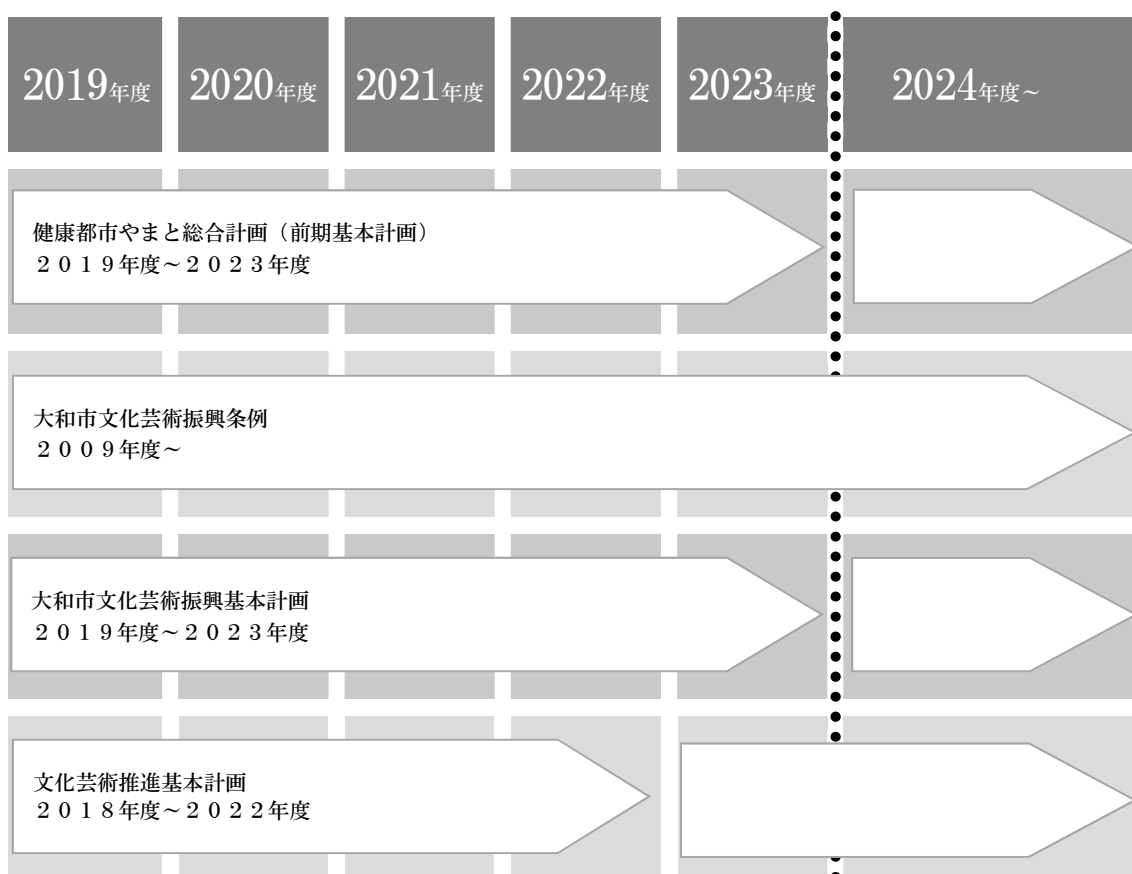
また、その具体的な取り組みにあたっては、関係するあらゆる分野との連携を図りながら、推進することとします。

「改正基本法」における文化芸術の例示

- 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- 芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- 生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
- 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- 出版物及びレコード等
- 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- 地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

4 計画の期間

「本計画」は、「健康都市やまと総合計画」の前期基本計画との整合を図り、計画期間を2019年度から2023年度までの5年間とします。



5 計画の性格



「本計画」は、第2期計画の取り組みや考えを継承するとともに、国の動向等を踏まえ、次の4つの性格を持ったプランとします。

将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。

「本計画」は、「健康都市やまと総合計画」に掲げる将来都市像「健康都市やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランです。

条例の目的、基本理念を具現化する計画

「条例」は、文化芸術振興の総合的な推進を図るとする本市の意思を明確に示すもので、文化芸術施策の拠り所となるものです。

「本計画」は、この条例に定められた目的、基本理念を具現化するため、目指すべき姿およびその実現に向けた方策を示すプランです。

市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

「条例」には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。

「本計画」は、文化芸術に関わる各担い手の役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

「改正基本法」の趣旨を踏まえ、国の施策との連携を図る計画

改正基本法第7条の2では、国の「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（以下、地方文化芸術推進基本計画）を策定するよう努めることとしています。

「本計画」は、「改正基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけ、本市の文化芸術振興の総合的な取り組みを推進するにあたり、必要に応じて国の施策との連携を図るプランです。

